

群馬大学大学院医学系研究科専攻長規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成23. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科に専攻長を置く。

(専攻長)

第2条 群馬大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）は、専攻長を兼ねる。

(職 務)

第3条 専攻長は、当該専攻の運営に関して総括し、及び連絡調整する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、研究科長が行う。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、専攻長に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。